

# 第2次山形市特別支援教育推進計画

(令和6年度～令和10年度)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 〈SDGsとの関連〉

山形市特別支援教育推進計画では、計画に掲げる施策ごとにSDGs(持続可能な開発目標)における17のゴールのうち、該当するゴールを整理し、表記しています。各施策を遂行することにより、PDCAサイクルによる改善を図りながら、SDGsの実現につなげていきます。

令和6年2月

山形市教育委員会

# 目次

|          |                               |      |
|----------|-------------------------------|------|
| <b>1</b> | <b>計画の策定にあたって</b>             | … 01 |
|          | 1.1 策定の趣旨                     |      |
|          | 1.2 計画の位置づけ                   |      |
|          | 1.3 計画期間                      |      |
|          | 1.4 前計画の振り返り                  |      |
| <b>2</b> | <b>現状と課題</b>                  | … 06 |
|          | 2.1 特別な支援が必要な児童生徒数・学級数の増加     |      |
|          | 2.2 就学や在籍に係る相談件数の増加           |      |
|          | 2.3 相談内容の多様化                  |      |
|          | 2.4 就学に係る教育支援相談の利便性の向上        |      |
|          | 2.5 人材の養成・確保と、業務の効率化          |      |
|          | 2.6 多様な教育的ニーズへの受け入れ環境の整備      |      |
|          | 2.7 障がいへの理解の促進と、共生社会づくりの促進    |      |
| <b>3</b> | <b>基本的な方針</b>                 | … 12 |
|          | 3.1 基本理念                      |      |
|          | 3.2 基本方針                      |      |
|          | 3.3 施策                        |      |
|          | 3.4 計画の体系                     |      |
| <b>4</b> | <b>計画を推進する個別施策</b>            | … 15 |
|          | 施策 1 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実    |      |
|          | 施策 2 個に応じた教育環境の整備             |      |
|          | 施策 3 特別支援教育拠点の整備による相談・支援機能の充実 |      |
|          | 施策 4 学校における支援体制の整備            |      |
|          | 施策 5 教職員の特別支援教育力の向上           |      |
|          | 施策 6 関係機関の連携等による切れ目ない支援の充実    |      |
| <b>5</b> | <b>計画の推進にあたって</b>             | … 25 |

## I 計画の策定にあたって

### 1.1 策定の趣旨

平成19年4月に学校教育法が改正（施行）され、従来の特殊教育の対象に加えて、発達障がいのある児童生徒も含めた新しい教育支援の仕組みとして、特別支援教育の制度がスタートしました。

以降、時代の変化に伴い、特別支援教育が認知されるとともに、早い段階から医療機関や療育的施設と相談する家庭が増えるなど、障がいに関する理解が進んできました。

山形市においても、平成24年度に（第1次）山形市特別支援教育推進計画を策定し、校内特別支援教育体制の充実や、特別支援指導員の増員等の施策に取り組むとともに、山形市教育振興基本計画においても「一人ひとりの教育的ニーズに応える特別支援教育の充実」を重要な取り組みの一つとして掲げ、特別支援教育を推進してまいりました。

しかし、特別支援学級に在籍する児童生徒数や、通常学級に在籍しながら個別に支援を必要とする児童生徒数が増加するとともに、児童生徒・保護者の教育的ニーズが多様化し、今まで以上に迅速で適切な相談・支援体制が必要となるなど、新たな課題が見えてきました。また、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム※1構築のため、合理的配慮※2の充実など、特別支援教育コーディネーター※3を始めとして特別支援教育に携わるすべての教職員に今まで以上の専門性が求められています。

また近年の国の動向として、平成26年に「障害者の権利に関する条約」を批准し、平成28年度には、「障害を理由とする差別解消の推進に関する法律」の施行、「発達障害者支援法」の改正など、特別支援教育を取り巻く環境は大きく変化しています。

以上のことを踏まえ、すべての子どもたちが安心してのびのびと学べる姿を目指し、特別支援教育力の向上と学校環境整備の充実を図るとともに、特別な支援を必要とする児童生徒への適切な支援体制の構築を進め、山形市における特別支援教育をさらに総合的・計画的に推進していくため、本計画を策定します。

---

#### ※1 インクルーシブ教育システム

障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。（障害者の権利に関する条約 第24条より）

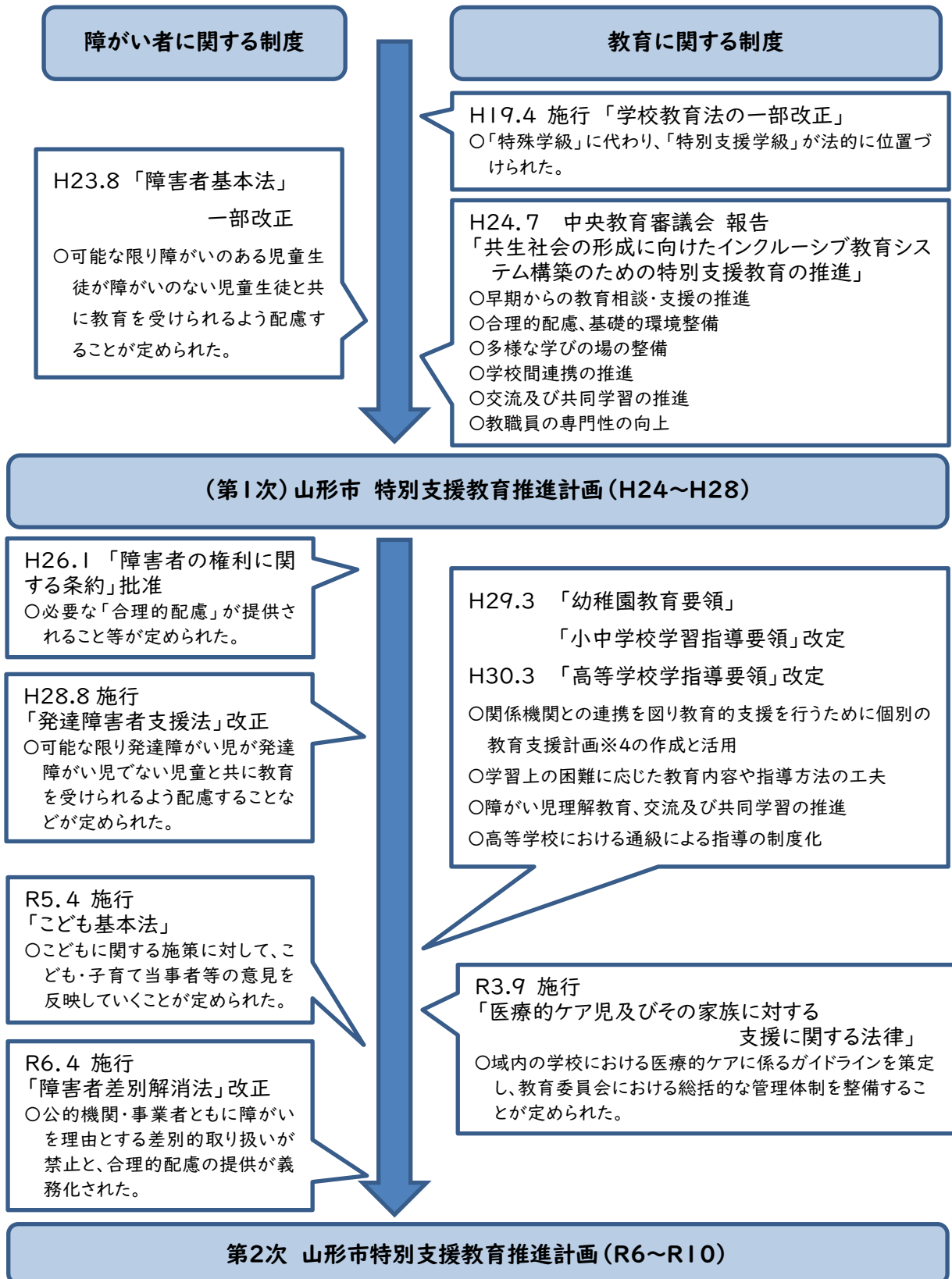
#### ※2 合理的配慮

障がいのある方から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担にならない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な対応をしていくこと

#### ※3 特別支援教育コーディネーター

校内で特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員のこと。平成19年4月に文科省より「特別支援教育の推進について（通知）」で示された。各学校において校長が指名し、障がいのある児童生徒の発達や障がい全般に関する知識を生かして、保護者や学校内及び関係機関等と連携、調整していく役割を担う。

## 近年の特別支援教育に関する動向



※4 個別の教育支援計画

就学前から高等学校卒業後までを通じて、一貫して適切な教育的支援を行うことを目的として作成・活用する計画であり、子どもや保護者の意向を踏まえ、関係機関と支援に必要な情報の共有を図るもの。

## 1.2 計画の位置づけ

本計画は、「山形市発展計画2025」、「山形市教育大綱」及び「山形市教育振興基本計画」に基づき、特別支援教育支援事業を具体的に進めるための実行計画として位置づけます。

### 「山形市発展計画2025」(R2~R6)

重点政策2 健やかな子どもの育成  
2—(1) 教育環境の整備・次世代を担う人材の育成  
②教育活動への支援体制の充実  
〈主要事業〉 特別支援教育支援事業



### 「山形市教育大綱」(H28~)

基本方針5 一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を抱える子どもに対し、きめ細やかで途切れのない指導や支援を行うことによって、将来の自立やいきいきとした社会参加をめざします。



### 山形市教育振興基本計画 (R4~R8)

基本施策1 魅力ある学校づくり  
1-5 一人ひとりの教育的ニーズに応える特別支援の充実  
取組1 特別支援教育の推進  
取組2 個別支援の充実  
取組3 学校及び教職員の特別支援教育力の向上  
取組4 医療的ケア児の受け入れ体制整備



### 第4次 山形県特別支援教育推進プラン (R5~R9)

#### 基本目標

- ◎特別支援教育に係る教員の専門性を高め、一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた指導・支援を推進する。
- ◎校内体制と関係機関との連携を強化し、切れ目ない支援の充実を図る。
- ◎インクルーシブ教育システムへの理解を進め、共生社会の形成と障がいのある子どもの自立と社会参加を目指す。



### 第2次 山形市特別支援教育推進計画 (R6~R10)

### 1.3 計画期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。ただし、児童生徒の状況の変化や国・山形県の動向、関連計画の変更等を注視しながら、修正の必要が生じた場合には適宜計画の見直しを図っていきます。

| 項目            | 平成           |    |    |    |    |    |    | 令和     |   |   |   |          |   |       |   |   |    |  |
|---------------|--------------|----|----|----|----|----|----|--------|---|---|---|----------|---|-------|---|---|----|--|
|               | 24           | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 1      | 2 | 3 | 4 | 5        | 6 | 7     | 8 | 9 | 10 |  |
| 山形市教育大綱       |              |    |    |    | ▶  |    |    |        |   |   |   |          |   |       |   |   |    |  |
| 山形市教育振興基本計画   |              |    |    |    |    |    |    | ▶      |   |   | ▶ |          |   |       |   |   |    |  |
|               |              |    |    |    |    |    |    |        |   |   |   |          |   |       |   |   |    |  |
| 山形市特別支援教育推進計画 | 《第1次》        |    |    |    |    |    |    |        |   |   |   |          |   | 《第2次》 |   |   |    |  |
|               | H24.12~H28 ▶ |    |    |    |    |    |    | 事業継続 ▶ |   |   |   | R6~R10 ▶ |   |       |   |   |    |  |
|               |              |    |    |    |    |    |    |        |   |   |   |          |   |       |   |   |    |  |

## 1.4 前計画の振り返り(H24~H28)

第1次計画では、「教職員個々の特別支援教育力の向上を土台にした校内特別支援教育体制の充実」と、「通常学級においてきめ細やかな対応をサポートする特別支援指導員の配置等の具体的推進」を目的に、特別支援教育の各種関連施策に取り組みました。

特に通常学級における特別支援体制が充実し、また、特別支援指導員の配置・増員を進めることにより、支援が必要な児童生徒に早期からの適切な支援につなげることが可能となりました。

|  |  |
|--|--|
| 1 通常学級における特別支援教育校内体制の充実  | 評価   |
| (1) 教職員の特別支援教育力の向上<br>・教職員研修の充実  | ・通常学級担任向けの研修を新設し、教職員へ特別支援教育の理解を促進できた。                            |
| (2) 特別支援教育コーディネーター複数指名の推進<br>・各校において複数指名することによる、<br>組織的な対応の充実            | ・複数指名している学校が増加し、支援が必要な生徒への早期支援が可能となった。                           |
| (3) 特別支援教育巡回相談<br>・システムの構築、実施<br>・支援を要する児童生徒への対応についての助言                  | ・巡回相談を実施し、専門的な視点からの指導・助言により適切な児童生徒への支援につなげることができた。               |
| (4) 個別の指導計画の作成に基づくきめ細かな支援・指導の推進<br>・通常学級で支援が必要な児童生徒への早期作成                | ・早期作成の推進により、適切な支援・指導につなげることができた。                                 |
| 2 通常学級における特別支援指導員の配置   | 評価   |
| (1) 通常学級における特別支援指導員が果たす役割の整理   | ・20名配置できたことで、支援が必要な児童生徒に対し個々の教育的ニーズに応じた支援がなされ、落ち着いた生活を送れるようになった。 |
| (2) 通常学級における特別支援指導員の配置及び増員<br>・通常学級への配置 0名 → 20名 (H28)<br>(特別支援学級 16名配置) |  |
| 3 幼児「ことばの教室」言語相談員の増員   | 評価   |
| (1) 言語相談員を2名に増員 1名→2名  | ・2名に増員したことで、より多くの幼児への言語支援ができるようになった。                             |

この計画は、平成24年度から28年度までの5年間を計画期間としていましたが、その後も、これらの取組を継続し、より充実させてきました。

〈平成29年度から令和5年度までに充実が図られた主な取組〉

- ・教職員研修内容の更なる充実
- ・特別支援指導員の更なる増員 (平成28年度 36名 → 令和5年度 40名)
- ・特別支援教育巡回相談の実施校数の増加 (平成28年度 11校分 → 令和4年度 20校分)
- ・総合学習センターの特別支援教育相談員の増員 (平成28年度 2人 → 令和5年度 4人)

## 2 現状と課題

### 2.1 特別な支援が必要な児童生徒数・学級数の増加

特別支援学級の在籍児童生徒数及び学級数は、年々増加傾向にあります。

特別支援学級の児童生徒が交流学习のために通常学級に移動して学習する際は、主に特別支援指導員※5が付き添って支援をしています。しかし、在籍児童生徒数の増加に伴い、体制をより充実し、よりたくさんの児童生徒に適切な支援を行っていくことが求められています。

【特別支援学級在籍児童と学級数(小学校)】

| 年度      | 平 30   | 令元     | 令 2    | 令 3    | 令4     |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 在籍児童数   | 310    | 324    | 325    | 378    | 435    |
| 特別支援学級数 | 87     | 87     | 92     | 95     | 106    |
| 全児童数    | 12,008 | 11,855 | 11,510 | 11,241 | 11,061 |

【特別支援学級在籍生徒と学級数(中学校)】

| 年度      | 平 30  | 令元    | 令 2   | 令 3   | 令4    |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 在籍生徒数   | 118   | 125   | 136   | 135   | 161   |
| 特別支援学級数 | 33    | 35    | 36    | 36    | 41    |
| 全生徒数    | 6,028 | 5,522 | 5,908 | 5,861 | 5,820 |

また、インクルーシブ教育システムの理念に基づき、発達障がいやその疑いなどにより、特別な支援を必要とする児童生徒も、できるだけ他の児童生徒と同じ場で共に学ぶことを目指しているため、通常学級においても、特別な支援を必要とする児童生徒は多く在籍しています。

発達障がいの特性から、教室内にすることが難しい児童生徒や、集団行動が苦手な児童生徒も多くおり、通常学級において、担任のほかに個別に対応できる支援体制の充実により、適切な支援をよりたくさんの児童生徒に行っていくことが求められています。

【通常学級において支援を必要とする児童数(小学校)】

|                   | 平 30   | 令元     | 令 2    | 令 3    | 令 4    |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 全児童数(人)           | 12,008 | 11,855 | 11,510 | 11,241 | 11,061 |
| 特別な支援を必要とする児童数(人) | 1,329  | 1,362  | 1,426  | 1,651  | 1,828  |
| 特別な支援を必要とする児童数の割合 | 11.1%  | 11.5%  | 12.4%  | 14.7%  | 16.5%  |

【通常学級において支援を必要とする生徒数(中学校)】

|                   | 平 30  | 令元    | 令 2   | 令 3   | 令 4   |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全生徒数(人)           | 6,028 | 5,522 | 5,908 | 5,861 | 5,820 |
| 特別な支援を必要とする生徒数(人) | 636   | 620   | 442   | 514   | 630   |
| 特別な支援を必要とする生徒数の割合 | 10.6% | 11.2% | 7.5%  | 8.8%  | 10.8% |

#### ※5 特別支援指導員

通常学級や特別支援学級で主に障がいのある児童生徒の支援を行うため、市立小中学校に配置している会計年度任用職員。令和5年度現在40名。



## 2.2 就学や在籍に係る相談件数の増加

支援を要するお子さんの就学および小中学校における在籍に係る相談件数は、年々増加傾向にあります。これらは、以前に比べて特別支援教育やインクルーシブ教育システムが認知されてきたことで、自閉スペクトラム症、LD(学習障がい)※6、ADHD(注意欠陥/多動性障がい)※7等の名称が広く知られるようになり、早い段階から医療機関や療育的施設に相談する家庭が増加し、理解が進んできたためと考えられます。

【相談件数】

単位:人

|    | 平30 | 令元  | 令2  | 令3  | 令4  |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 合計 | 230 | 267 | 266 | 358 | 333 |

【相談件数の合計】  
平成30年度⇒令和4年度  
+103人(145%増)

教育支援相談については、特別支援教育相談員※8と教育支援相談員※9が、相談業務を行っています。

特別支援教育相談員は、総合学習センターに常駐しているため、保護者の方のご都合に合わせて相談を行うことができますが、相談件数が多くなることで、お待ちいただく方もいる現状です。また、学校教員である教育支援相談員は、相談可能な時間帯の制限があり、保護者の方が相談の日時などを調整する際に、困難を伴う場合があります。

このような状況を改善するため、令和5年度に総合学習センター配置の特別支援教育相談員を2名増員し、4名体制としました。これにより、日程調整の難しさは一部改善されましたが、相談件数は今後も増加が予想されるため、保護者の方が早期に相談できるように、特別支援教育の支援体制を充実させていくことが必要です。

### ※6 LD(学習障がい)

基本的には、全般的に知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。

### ※7 ADHD(注意欠陥/多動性障がい)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

### ※8 特別支援教育相談員

就学児や小中学生の児童生徒の教育相談業務を行うため、総合学習センターに配置している会計年度任用職員。令和5年度現在4名。

### ※9 教育支援相談員

就学児や小中学生の児童生徒の教育相談業務を行うため、山形市教育委員会が委嘱している市立小中学校や県立特別支援学校の教諭等。令和4年度現在21名。

## 2.3 相談内容の多様化

就学や在籍に係る教育支援相談の内容や、児童生徒の教育的ニーズは年々多様化しています。相談内容に合理的配慮の提供や医療的ケアに関わることも含まれるなど、時代の変化に伴い、多様化・複雑化の傾向が見られるため、様々な体制の整備や、対応する教職員の特別支援教育力の向上を図る必要があります。

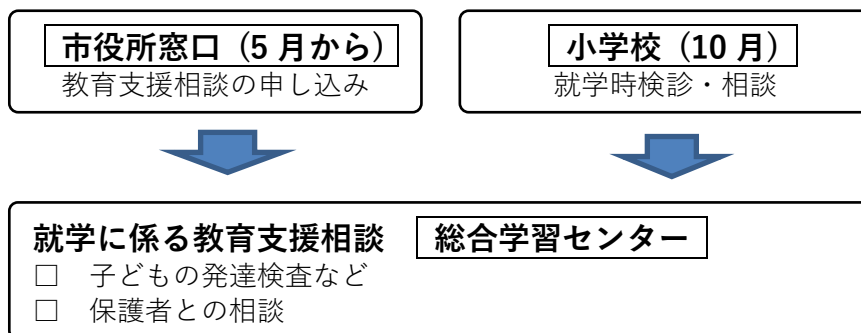
また、児童生徒の学級における合理的配慮を家庭と医療機関、担任が共に考える場面や、複数の機関が連携して切れ目ない支援を話し合う会議等も増えてきており、これまで以上に専門的な視点からの意見を取り入れた連携を視野に入れて、丁寧に相談を行っていく必要があります。

### 【相談内容】

知的障がい、自閉症・情緒障がい、言語障がい、弱視、肢体不自由、病弱・身体虚弱などに加え、LD や ADHD など通常学級における特別な配慮を要する児童生徒への支援、医療的ケア児への対応など。

## 2.4 就学に係る教育支援相談の利便性の向上

現在、山形市では、就学に係る教育支援相談までの流れが以下のようになっています。



現在、教育支援相談の申し込みは市役所窓口で、教育支援相談は総合学習センターで行っており、場所が異なることで保護者に負担をかけています。また、担当職員が相談に係る業務を市役所と総合学習センターの両方で行っていることから、移動が頻繁に生じており、相談業務に必要以上に時間がかかっています。相談申し込み窓口と相談場所を一緒にすることで、保護者・市民の皆様の負担を軽減するとともに、利便性を向上させ、時間を要する相談業務を円滑に進めることが可能と思われます。

## 2.5 人材の養成・確保と業務の効率化

新採教諭の採用数は小中学校ともに増加傾向にあり、経験の少ない教員が増加する一方で、特別支援学級の経験があるベテラン教員が退職に伴い減少していくことから、学校現場では指導力の優れた教員を養成・確保することが喫緊の重要な課題となっています。

山形市では、一人ひとりの教育的ニーズについて教職員が理解を深め、適切な指導や支援につなげていくことを目的として、特別支援教育の専門家による巡回相談を実施しています。小中学校から実施の希望を募り、相談の緊急性や必要性を考慮した上で実施校を決定していますが、様々な制約から、学校からの希望に対して十分に応えることができていない現状です。

| 項目        | 令元 | 令2 | 令3 | 令4 |
|-----------|----|----|----|----|
| 巡回相談 希望校数 | 44 | 33 | 39 | 43 |
| 実施校数      | 28 | 21 | 17 | 34 |

また、支援や指導の質的な向上を図るために、対象児童生徒の個別の指導計画を作成し、個々の教育ニーズに応じた適切な支援を行っています。個に応じた授業の準備や、個別の教育支援計画、個別の指導計画作成にあたっての業務の効率化を行うことで、教員が児童生徒と向き合い、共に過ごす時間をより多く確保していく必要があります。

## 2.6 多様な教育的ニーズに対応する受け入れ環境の整備

### ○校内環境のバリアフリー化

肢体不自由児童生徒の教育にあたっては、車いすでの移動や杖を用いた移動ができるように、校内環境をバリアフリー化する必要があります。バリアフリー化の内容としては、エレベーターの設置、車いす用トイレの設置、段差の解消、スロープの設置等があります。

令和5年度現在、エレベーターや車いす用トイレ、スロープが設置されている現状は次のとおりです。

|              | エレベーター<br>設置 | 車いす用<br>トイレ設置 | スロープ<br>設置 | 全てバリアフリー化<br>済みの学校 |
|--------------|--------------|---------------|------------|--------------------|
| 小学校<br>(36校) | 8校           | 8校            | 8校         | 7校                 |
| 中学校<br>(13校) | 4校           | 4校            | 4校         | 4校                 |

バリアフリー化されていない小中学校はまだ多数あります。今後、障がいのある方が不自由さを感じることなく施設を利用できるように校内環境のバリアフリー化を進める必要があります。

○ まなびの教室(LD等通級指導教室)の設置

通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導支援を行うために、まなびの教室(LD等通級指導教室※10)を設置し、自校通級※11で指導を行っています。学びの教室(LD等通級指導教室)の設置校数と、指導人数は以下のとおりです。小学校において支援を必要としている児童が多いことがわかります。

【令和4年度 まなびの教室の設置校数と指導人数】

|     | 設置校数 | 指導人数 |
|-----|------|------|
| 小学校 | 7    | 66   |
| 中学校 | 3    | 11   |
| 合計  | 10   | 77   |

まなびの教室(LD等通級指導教室)は、自校通級における指導のみとなっているため、まなびの教室(LD等通級指導教室)の設置がない学校に在籍する児童生徒は指導を受けることができないという課題があります。今後、一人ひとりの教育的ニーズに応えるための設置拡大に向けて、教員配置等を県に要望するとともに、検討していく必要があります。

○ 通学への支援

通学に関して、児童生徒の障がいなどにより、学校へお家の方の送迎が必要となる家庭に対し、県や市の補助制度があります。しかし、十分ではないとのご意見をいただいております。関係機関と連携し、支援の在り方を検討していく必要があります。

○ 医療的ケア児受け入れのための体制整備

近年の医療技術の急速な進歩を背景として、人工呼吸器や胃ろう等の使用、喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒(以下、「医療的ケア児」という。)が年々増加しています。

国では、令和3年「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、保育所、学校が医療的ケア児及びその家族に対し、適切な支援を行う責務を有することが定められました。特別支援学校以外の全国の小中学校においても、医療的ケア児が在籍するようになるなど、医療的ケア児を取り巻く環境が変わりつつあります。

山形市では医療的ケア児を学校で受け入れるにあたり、安全の確保が保障されることを前提に、早期からの教育支援相談、保護者や医療機関との連携、受け入れる学校での人材確保・施設整備を含め、一体的な体制整備が必要となっています。

---

※10 通級指導教室

通常学級に籍をおきながら週に数回、別室、あるいは別の施設で自分の障がいの特性に合わせた内容の指導や訓練を受けるために通う教室のこと。

※11 自校通級

児童生徒が通う、在籍する学校に設置されている通級指導教室において通級指導を受ける形態のこと。

## 2.7 障がいへの理解の促進と共生社会づくりの促進

支援を要する児童生徒は、友達とうまく関われなかったり、集団行動が苦手であるなど、様々な困り感を抱えています。このような児童生徒は、得意なことがあるのに、ちょっとしたことをすごく苦手に感じてしまい周囲から誤解されてしまうこともあります。

障がいのあるなしに関わらず、みんなが気持ちよく生活していくためには、合理的配慮に基づいた、周囲の人の障がいへの理解と協力が必要です。

障がい者が積極的に社会に参加・貢献していくことができる共生社会の促進に向けて、障がいのある者となない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムについて、学校の中での理解をさらに深めるための取組を推進していく必要があります。

### 3 基本的な方針

前述の課題に対応し、山形市における特別支援教育を推進していくため、施策の立案と推進にあたっての基本理念及び基本方針を次の通り定めます。

#### 3.1 基本理念

「将来の自立と社会参加に向けて、すべての子どもたちが持てる可能性を伸ばし、安心してのびのびと学ぶことができる教育環境づくり」を目指します。

#### 3.2 基本方針

##### ① 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実

一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難さを抱える子どもへ適切な支援を充実していきます。

##### 【成果指標】

※現在値:令和6年1月調査

| 項目  | 現在値 | R10年度目標 |
|---|-----|---------|
| 関わっている児童生徒に対し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行っていると考える教員の割合 | 71% | 90%以上   |
| 教育支援ソフト活用による統一された様式による「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成割合 | 26% | 100%    |

##### ② 相談・支援しやすい体制づくり

相談されるお子さんや保護者の利便性の向上を図り、その時々の子どもの状況に応じ、教育的ニーズに的確に応える指導・支援を提供できる体制を整えます。

##### 【成果指標】

※現在値:令和6年1月調査

| 項目                                     | 現在値 | R10年度目標 |
|--|-----|---------|
| 相談窓口の情報についてわかりやすかったと感じている保護者の割合        | —   | 90%以上   |
| 特別支援教育に関する相談が必要なときに、しやすい環境にあると考える教員の割合 | 92% | 100%    |

##### ③ 特別支援教育力の向上と切れ目ない支援の充実

子どもたちを支える教職員の特別支援教育力を向上させるとともに、校内体制と医療や福祉などの連携のもと切れ目ない支援の充実を図ります。

##### 【成果指標】

※現在値:令和6年1月調査

| 項目  | 現在値 | R10年度目標 |
|---|-----|---------|
| 自分自身の特別支援教育力が、昨年度と比較して向上していると考える教員の割合                 | 76% | 90%以上   |
| 特別支援教育に関して、学校と連携がとれていると感じている放課後児童クラブ、放課後等デイサービス事業所の割合 | 66% | 80%以上   |

### 3.3 施策

基本理念及び、3つの基本方針のもとに、次の6つの施策を展開し、具体的な取り組みを実施していきます。

- 施策1 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実
- 施策2 個に応じた教育環境の整備
- 施策3 特別支援教育拠点の整備による相談・支援機能の充実
- 施策4 学校における支援体制の整備
- 施策5 教職員の特別支援教育力の向上
- 施策6 関係機関の連携等による切れ目ない支援の充実

#### 【基本理念】

将来の自立と社会参加に向けて、すべての子どもたちが持てる可能性を伸ばし、安心してのびのびと学ぶことができる教育環境づくり

③特別支援教育力の向上  
と切れ目ない支援の充実

②相談・支援しやすい  
体制づくり

①一人ひとりの教育的  
ニーズに応じた支援の充実



「山形市教育振興基本計画」 「山形市発展計画2025」 「山形市教育大綱」

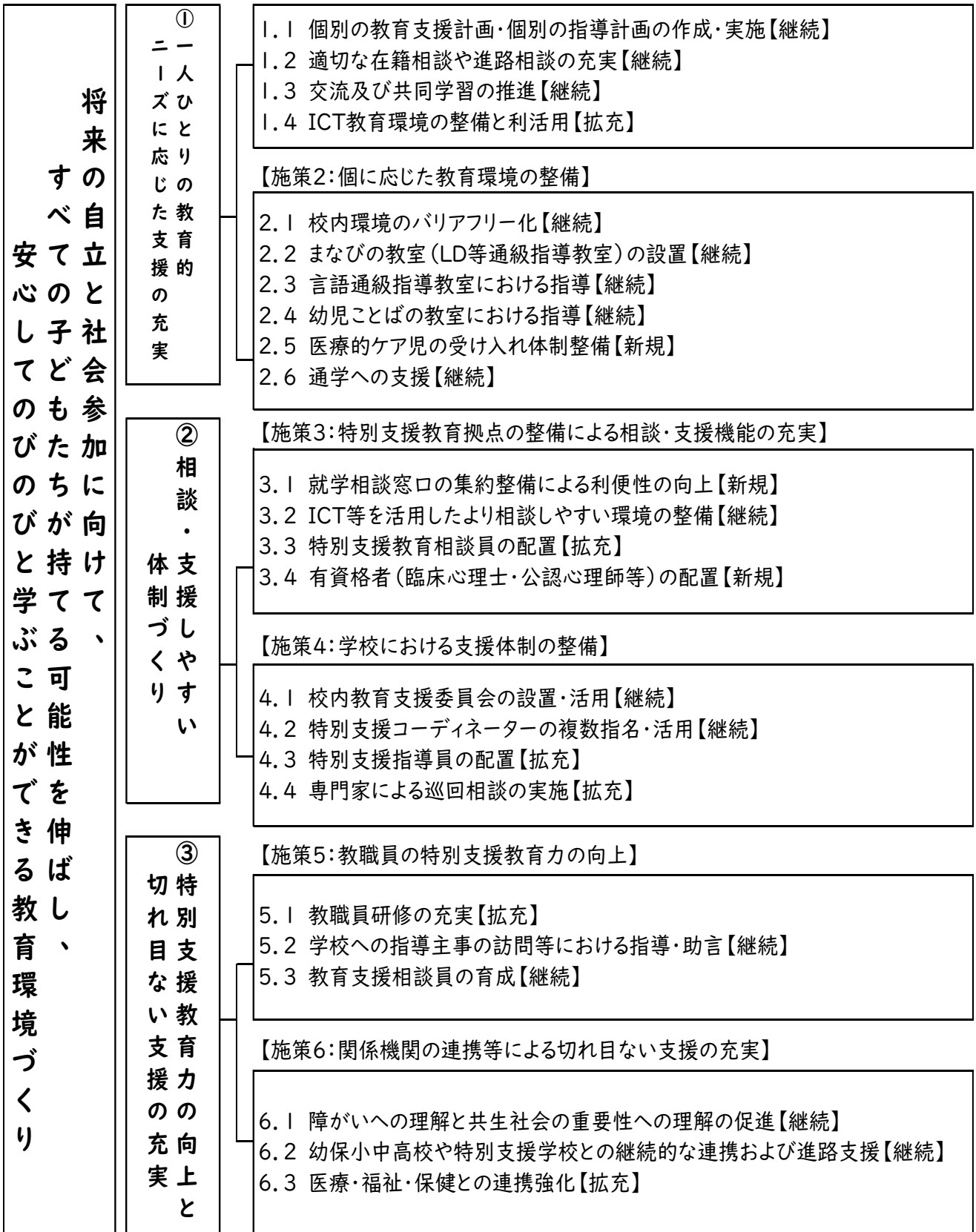
- |                 |              |                   |
|-----------------|--------------|-------------------|
| ・個別支援の充実        | ・健やかな子どもの育成  | ・きめ細やかで途切れない指導や支援 |
| ・教職員の特別支援教育力の向上 | ・教育環境の整備     | ・一人ひとりの教育的ニーズの把握  |
| ・医療的ケア受け入れ体制整備  | ・次世代を担う人材の育成 | ・自立や社会参加を目指す      |



### 3.4 計画の体系

#### 基本理念

#### 基本方針





## 4 計画を推進する個別施策

### 施策1 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実

支援を要する児童生徒に、一人ひとりの実情や教育的ニーズに応じて在籍や進路の相談を行い、必要に応じて個別の教育支援計画や指導計画を作成し、交流及び共同学習を行うなど、適切な指導に結びつけていきます。また、ICT教育機器を活用することで、より個に応じた支援と指導を行っていきます。

#### 1.1 個別の教育支援計画・指導計画の作成・実施【継続】

一人ひとりの実情や教育的ニーズを把握し、児童生徒や保護者の意見を反映しながら個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用し、支援の充実に図ります。

| 項目                | 令5 | 令6 | 令7 | 令8 | 令9 | 令10 |
|-------------------|----|----|----|----|----|-----|
| 個別の教育支援計画・指導計画の推進 | 継続 |    |    |    |    |     |

#### 1.2 適切な在籍相談や進路相談の充実【継続】

児童生徒に寄り添った支援を行なう中で、在籍異動や転学の可能性がある場合には、学校が窓口となり、山形市教育支援委員会※12の意見をもとに適正な教育支援を行います。  
一人ひとりの実態に応じた適切な情報の提供や相談を行い、多様な進路へ対応する進路指導を行います。

| 項目             | 令5 | 令6 | 令7 | 令8 | 令9 | 令10 |
|----------------|----|----|----|----|----|-----|
| 在籍や進路に関する相談の充実 | 継続 |    |    |    |    |     |

#### 1.3 交流及び共同学習の推進【継続】

個に応じて通常学級と特別支援学級との交流及び共同学習を推進していくことで、児童生徒の経験を広め、好ましい人間関係を育む社会性の向上を図ります。

| 項目          | 令5 | 令6 | 令7 | 令8 | 令9 | 令10 |
|-------------|----|----|----|----|----|-----|
| 交流及び共同学習の推進 | 継続 |    |    |    |    |     |

※12 教育支援委員会

発達障がいなどが疑われるお子さんの小学校への就学や、在籍している学校内で通常学級から特別支援学級に在籍を異動する場合などに、就学判断を適正に行うため、調査及び審議を行い、その結果を教育委員会に報告する委員会。

#### 1.4 ICT 教育環境の整備と利活用【拡充】

- ・ICT 教育環境の更なる整備を進め、これらの利活用により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を促進します。
- ・一人ひとりの児童生徒の特性に合わせた教材を提示できるソフトによる学習支援を行います。
- ・個別の教育支援計画・指導計画等作成時の業務の効率化・活用を図ります。

| 項目                  | 令 5       | 令 6       | 令 7 | 令 8 | 令 9 | 令 10 |
|---------------------|-----------|-----------|-----|-----|-----|------|
| ICT 教育環境の<br>整備と利活用 | 電子黒板等の整備  | 更なる整備と利活用 |     |     |     |      |
| 特別支援教育支<br>援ソフトの導入  | 試験導入(10校) | 全校導入(51校) | 運用  |     |     |      |

## 施策2 個に応じた教育環境の整備

支援を必要としている様々な子どもや保護者の方に、適切な支援をしていくため、校内のバリアフリー化や、より専門的な学びの場の充実を進めていきます。また、医療的ケア児の受け入れなど、教育環境の整備を進めていきます。

### 2.1 校内環境のバリアフリー化【継続】

- ・児童生徒の教育的ニーズの状況などを踏まえながら、障がいのある方が不自由さを感じることなく施設を利用することができるように、校内環境のバリアフリー化を進めていきます。

| 項目           | 令5 | 令6 | 令7 | 令8 | 令9 | 令10 |
|--------------|----|----|----|----|----|-----|
| 校内環境のバリアフリー化 | 継続 |    |    |    |    |     |

### 2.2 まなびの教室(LD等通級指導教室)の設置【継続】

- ・各学校の児童生徒・保護者の要望に応じて、通級指導教室を新たに設置できるように、通級教室指導教員の配置増を国・県に要望しながら新設について検討していきます。

| 項目                   | 令5 | 令6 | 令7 | 令8 | 令9 | 令10 |
|----------------------|----|----|----|----|----|-----|
| LD/ADHD 通級指導教室の設置・拡大 | 継続 |    |    |    |    |     |

### 2.3 言語通級指導教室(ことばの教室)における指導【継続】

- ・一小、三小、六小に言語通級指導教室を設置し、児童の言葉に関する相談・指導を行います。

| 項目           | 令5 | 令6 | 令7 | 令8 | 令9 | 令10 |
|--------------|----|----|----|----|----|-----|
| 児童の言葉への相談・指導 | 継続 |    |    |    |    |     |


### 2.4 幼児ことばの教室における指導【継続】

- ・総合学習センター内に言語相談員を2名配置し、就学前の幼児のことばに関する相談と指導を行います。

| 項目              | 令5 | 令6 | 令7 | 令8 | 令9 | 令10 |
|-----------------|----|----|----|----|----|-----|
| 幼児のことばに関する相談・指導 | 継続 |    |    |    |    |     |


## 2.5 医療的ケア児の受け入れ体制整備【新規】

- ・医療的ケア児の受け入れ体制におけるガイドライン等を策定し、運用していきます。
- ・県特別支援教育課等と連携し看護師配置等の体制整備を進め、医療的ケア児及びその家族に対する支援を行っていきます。
- ・必要に応じて施設・設備の改修などを行っていきます。

| 項目       | 令5   | 令6 | 令7 | 令8 | 令9 | 令10 |
|----------|--|----|----|----|----|-----|
| ガイドライン策定 |  |    |    |    |    |     |
| 看護師配置等   |  |    |    |    |    |     |

## 2.6 通学への支援【継続】

- ・児童生徒・保護者の教育的ニーズに応じた、支援や教育のできる学校への通学ができるよう、通学への支援を継続するとともに、関係各所と連携し、支援の充実について検討していきます。

| 項目     | 令5   | 令6 | 令7 | 令8 | 令9 | 令10 |
|--------|--|----|----|----|----|-----|
| 通学への支援 |  |    |    |    |    |     |
|        |  |    |    |    |    |     |

### 施策 3 特別支援教育拠点の整備による相談・支援機能の充実

総合学習センターへ相談・支援機能を集約し、相談される方の利便性の向上を図るとともに、特別支援教育相談員の拡充や、専門的知識を有する有資格者の配置など相談体制を充実させていくことで、保護者の不安を解消し、一人ひとりの子どもを適切な学びの場へつなげていきます。

#### 3.1 就学相談窓口の集約整備による利便性の向上【新規】

- ・学校教育課から総合学習センターへ担当指導主事を配置転換するとともに、窓口・相談室を増設し、相談機能等の機能集約と強化を図ることで、相談される方の利便性の向上を図ります。
- ・それぞれの家庭のお子さんに関する困り感や、教育的ニーズに寄り添った相談を充実していきます。

| 項目      | 令5 | 令6               | 令7 | 令8 | 令9 | 令10 |
|---------|----|------------------|----|----|----|-----|
| 相談窓口の集約 |    | 職員体制の整備、窓口・相談室増設 |    |    |    |     |

#### 3.2 ICT等を活用したより相談しやすい環境の整備【継続】

- ・相談を必要としている保護者の方が、ホームページ等でより情報を検索しやすくすることをはじめ、ICT等を活用して、より相談しやすい環境の整備を図っていきます。

| 項目               | 令5 | 令6 | 令7 | 令8 | 令9 | 令10 |
|------------------|----|----|----|----|----|-----|
| ICT等を活用した相談環境の整備 |    | 継続 |    |    |    |     |

#### 3.3 特別支援教育相談員の配置【拡充】

- ・就学および在籍に関わる教育支援相談を行う相談員を増員することで、これまで以上にそれぞれの家庭の教育的ニーズや困り感に寄り添い、一人ひとりがより成長できる学びの場につなげていきます。

| 項目              | 令5   | 令6               | 令7 | 令8 | 令9 | 令10 |
|-----------------|------|------------------|----|----|----|-----|
| 特別支援教育相談員の配置・増員 | 4名配置 | 6名<br>令和7年度に2名増員 |    |    |    |     |

#### 3.4 有資格者（臨床心理士、公認心理師等）の配置【新規】

- ・高度な専門的知識や経験を有する方を総合学習センターに配置し、保護者や学校への相談のほか、教育支援相談員への指導・助言を行うなど、様々な教育的ニーズに応じた教育支援相談の充実を図ることで、保護者の不安解消や児童生徒の適切な支援につなげていきます。

| 項目              | 令5   | 令6   | 令7         | 令8 | 令9 | 令10 |
|-----------------|------|------|------------|----|----|-----|
| 臨床心理士又は公認心理師の配置 | 環境整備 | 活用研究 | 令和7年度に1名配置 |    |    |     |

## 施策4 学校における支援体制の整備

支援が必要な児童生徒の力を引き出し、よりきめ細やかな支援を行うことや、保護者の不安を解消し、一人ひとりの児童生徒を適切な学びの環境を整えるために、市立小中学校への特別支援指導員の拡充や、学級づくりや授業づくりの支援につながる巡回相談の拡充等を図り、支援体制を整備していきます。

### 4.1 校内教育支援委員会<sup>※13</sup>の設置・活用【継続】

・校内教育支援委員会を設置・活用することで、発達障がいの可能性のある児童生徒を含め障がいのある児童生徒の実態を把握し、支援の在り方について検討し、児童生徒、保護者、担任を支える体制を整備していきます。

| 項目                 | 令5 | 令6 | 令7 | 令8 | 令9 | 令10 |
|--------------------|----|----|----|----|----|-----|
| 校内教育支援委員会の設置・活用の推進 | 継続 |    |    |    |    |     |

### 4.2 特別支援教育コーディネーターの複数指名・活用【継続】

・学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役や、担任への支援などを、複数の特別支援教育コーディネーターが担い、連携し、組織的に対応することで、児童生徒へ早期の支援を行なうなど、支援の充実を図ります。

| 項目         | 令5 | 令6 | 令7 | 令8 | 令9 | 令10 |
|------------|----|----|----|----|----|-----|
| 複数指名・活用の推進 | 継続 |    |    |    |    |     |

| 通常学級の学級数             | 指名人数 |
|----------------------|------|
| 小学校:12学級以上 中学校:9学級以上 | 3名以上 |
| 小学校:6~11学級 中学校:3~8学級 | 2名   |
| 小学校:6学級未満 中学校:3学級未満  | 1名   |

### 4.3 特別支援指導員の配置【拡充】

・特別な配慮が必要な児童生徒への支援のため、支援が必要な児童生徒数や状況を見ながら特別支援指導員の増員を実情に応じて検討し、指導や支援の充実を図ります。

(令和5年度現在 40名 ⇒ 令和10年度まで 10名程度の増員を想定)

| 項目         | 令5    | 令6       | 令7 | 令8 | 令9 | 令10 |
|------------|-------|----------|----|----|----|-----|
| 特別支援指導員の増員 | 40名配置 | 実情に応じた増員 |    |    |    |     |

#### 4.4 専門家による巡回相談の実施【拡充】

- ・大学教授や医師等の専門家による助言を通して、教職員が一人ひとりの教育的ニーズについて理解を深めることで専門性の向上を図ります。
- ・学校からの実施希望に十分に応えられるよう、巡回相談の実施回数を増やし、学校での適切な指導や支援につなげていきます。

| 項目              | 令5  | 令6    | 令7 | 令8 | 令9 | 令10 |
|-----------------|-----|-------|----|----|----|-----|
| 巡回相談の<br>実施(校数) | 20校 | 31校分増 |    |    |    |     |

---

#### ※13 校内教育支援委員会

発達障がいの可能性のある児童生徒を含め障がいのある子どもの実態を把握し、支援の在り方について検討する委員会。校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援学級担任、養護教諭、対象の児童生徒の学級担任、学年主任など、学校の実情によって構成されている。

## 施策5 教職員の特別支援教育力の向上

学校現場において、特別支援教育力の優れた教員を養成するため、特別支援教育に関する研修会を充実していきます。また、学校への指導主事の訪問等での指導・助言や教育支援相談員の育成により、教職員の特別支援教育力の向上を図ります。

### 5.1 教職員研修の充実【拡充】

- ・特別支援に特化した専門性を高める研修を新たに計画し、実施することで特別支援教育の核となる人材を育成し、校内の支援体制の充実を図ります。
- ・管理職のリーダーシップのもと、校内の分掌配置や人材育成において特別支援教育を視野に入れた学校経営など、全校的な支援体制の充実を図るため、管理職向けの特別支援教育に関する研修を実施していきます。
- ・通常学級における特別支援教育の在り方等について、教職員の共通理解を図るため、特別支援教育に関する校内研修を充実させていきます。
- ・言語通級指導力向上や特別支援指導員を対象とした専門性を高める研修を開催し、教職員の指導力向上を図ります。

| 項目           | 令5           | 令6 | 令7 | 令8 | 令9 | 令10 |
|--------------|--------------|----|----|----|----|-----|
| 教職員研修<br>の充実 | 各種研修の計画・拡充実施 |    |    |    |    |     |

### 5.2 学校への指導主事の訪問等における指導・助言【継続】

- ・市立各小中学校への指導主事の訪問の際、授業などに対して実態に応じて特別支援教育の視点を踏まえた助言・指導を行っていきます。

| 項目               | 令5 | 令6 | 令7 | 令8 | 令9 | 令10 |
|------------------|----|----|----|----|----|-----|
| 指導主事による<br>指導・助言 | 継続 |    |    |    |    |     |

### 5.3 教育支援相談員の育成【継続】

- ・個に応じた支援の充実のため、教育支援相談員を市が委嘱し、上記研修なども実施しながら、市全体の特別支援教育力の向上や特別支援教育のリーダーの育成を図ります。

| 項目             | 令5 | 令6 | 令7 | 令8 | 令9 | 令10 |
|----------------|----|----|----|----|----|-----|
| 教育支援相談員<br>の育成 | 継続 |    |    |    |    |     |



## 施策6 関係機関の連携等による切れ目ない支援の充実

子ども一人ひとりが状況に応じて自立して社会参加していくため、また保護者が安心して子育てに取り組めるよう、進学先や各種関係機関の更なる連携により、切れ目のない継続的な支援を充実していきます。

### 6.1 障がいへの理解と共生社会の重要性への理解の促進【継続】

- ・障がいへの理解や、合理的配慮などについて、授業などで取り扱うことを推進し、障がいのあ  
る人もない人も社会参加ができる共生社会の実現や、自立に向けた児童生徒の意識の向上  
を図ります。
- ・校内での交流及び共同学習を推進していくことで、障がいのある児童生徒と障がいのない児  
童生徒が相互理解を深め、周囲の人の障がいへの理解の促進を図り、共生社会実現への環  
境を醸成します。
- ・関係機関が行う特別支援教育等をテーマとする事業等に対して、教育委員会の後援や、小  
中学校への周知等により、児童・生徒及び保護者に向けて、共生社会の啓発を推進します。
- ・教育分野のみならず、関係機関が連携してより当事者の意見を聞き、それぞれの施策にいか  
していくことで、共生社会づくりを進めます。

| 項目              | 令5 | 令6 | 令7 | 令8 | 令9 | 令10 |
|-----------------|----|----|----|----|----|-----|
| 障がいなどへの<br>理解促進 | 継続 |    |    |    |    |     |

### 6.2 幼保小中高校や特別支援学校との継続的な連携および進路支援【継続】

- ・個別の教育支援計画や「やまがたサポートファイル」※14などを活用して、学校見学の受け入  
れ、各校個別の相談への対応、進学先や就労先などへ情報共有や引継ぎなど、継続して連  
携・協力を行っていきます。
- ・児童生徒が自己理解を深め、進路選択ができるよう、一人ひとりの実情に応じた多様な進路  
への対応する進路指導や支援を行っていきます。

| 項目                         | 令5 | 令6 | 令7 | 令8 | 令9 | 令10 |
|----------------------------|----|----|----|----|----|-----|
| 園や学校間での<br>継続的な連携や<br>進路支援 | 継続 |    |    |    |    |     |

### 6.3 医療・福祉・保健等との連携強化【拡充】

・放課後児童クラブや、放課後等デイサービス事業所との更なる情報共有のほか、医療・福祉・保健など関係機関との連携を強化し、切れ目ない支援の充実を図っていきます。

・医療的ケア児の受け入れにおいて、関係機関との連携を強化して環境を整えていきます。

| 項目           | 令5   | 令6 | 令7 | 令8 | 令9 | 令10 |
|--------------|------|----|----|----|----|-----|
| 関係機関との<br>連携 | 連携強化 |    |    |    |    |     |

---

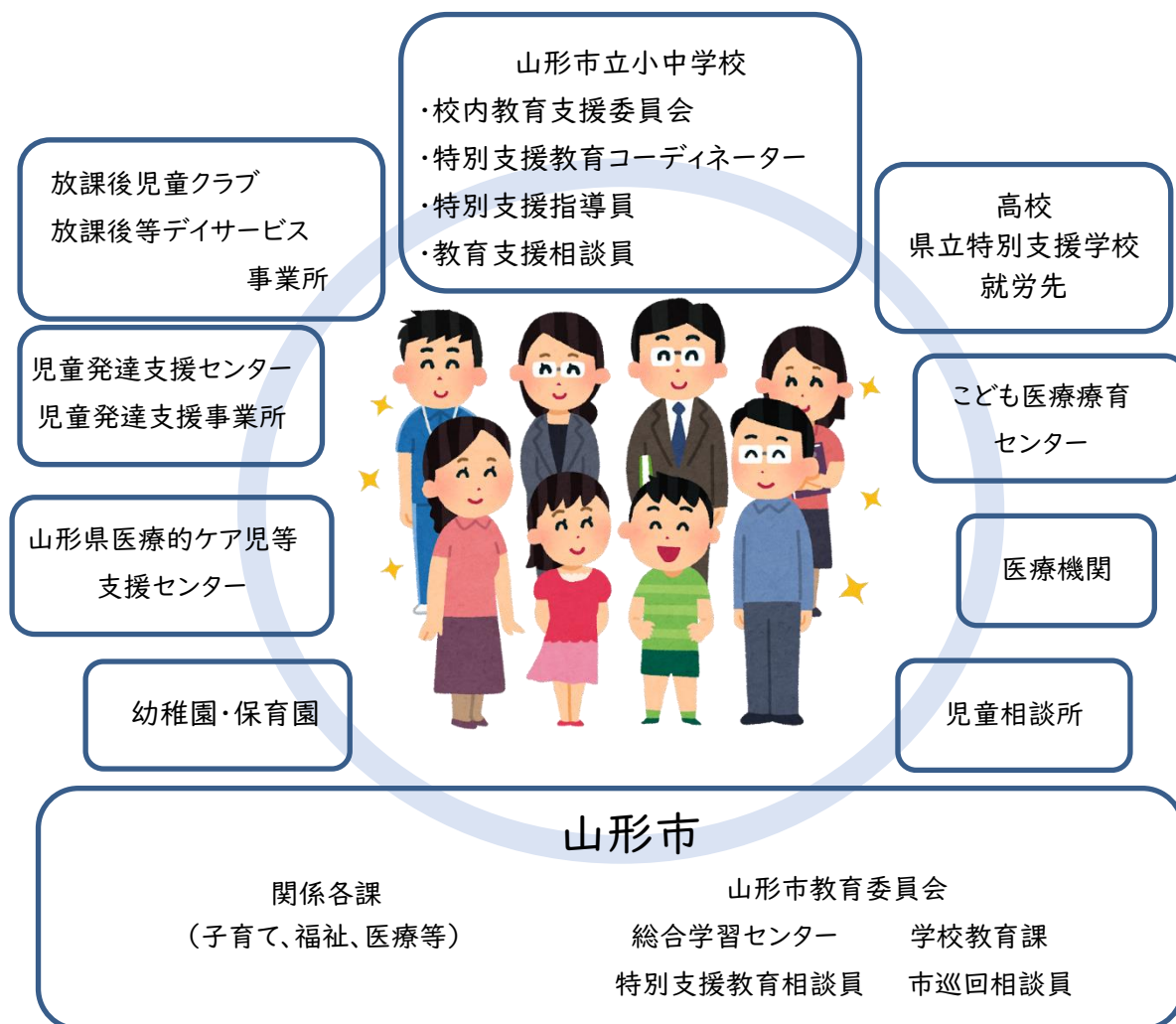
※14 やまがたサポートファイル

発達障がい等の支援が必要な方の個性や必要な配慮などの情報をファイリングしていくもの。保護者の方がお子さんの成長や発達について記すことで、お子さんをよく知る手掛かりとなるだけでなく、各種相談をするときに説明する際のツールとなり、説明の負担を軽減しながらも支援者にお子さんの情報を的確に伝えることができるもの。県のHPよりダウンロード可能。また、各市町村のサポートファイル担当窓口として、山形県が作成しているチラシに障がい福祉課と母子保健課が掲載されており、必要な方に配布している。

## 5 計画の推進にあたって

### 5.1 計画の推進体制

市立小中学校はもとより、市の関係各課及び、医療・福祉をはじめとする関係機関との連携を図りながら取り組みを進め、切れ目ない支援の充実を目指します。



### 5.2 PDCA サイクルを使った計画の推進

すべての子どもたちが安心してのびのびと学べる姿を目指していくためには、実態把握と状況理解に基づく改善を行いながら、より効果の高い実践を生み出し続けていくことが求められます。

当計画を着実に推進していくため、実態把握のデータに基づいた的確な行動計画を目指し、PDCA サイクルを活用して評価と見直しを行うことで、迅速な対応が求められる事案や機動力が必要な事案にも対応していきます。本計画において設定した目標値の達成状況を検証するため、毎年指標の実績を把握し、適切な進行管理を図ります。また、国や県の動向を注視し、特別支援に関わる新たな情報を積極的に取り入れ、随時必要な見直しを行っていきます。